

新潟市指定給水装置工事事業者の皆さまへ  
新潟市水道局からのお知らせ

共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程の改正により

## 第1種共同住宅の適用対象が 専用住居部分のみになります

### ●第1種共同住宅とは？

水道料金は、使用水量が増えると1 m<sup>3</sup>当たりの料金単価が上がる料金体系となっているため、1個の水道メーターで計量している共同住宅では、一戸建て住宅と比べて水道料金が割高になる場合があります。

そのため、1個の水道メーターで計量している共同住宅で、水道局の定める条件に適合したときは、申請に基づき、共同住宅内の各戸に口径13mmの水道メーターが設置されているものと同様に料金の計算を行う特例扱いが「第1種共同住宅」です。

### ●専用住居とは？

独立して生活を営むことができるよう壁等で区画され、浴室（シャワー室も可）、便所及び台所が備わった住居をいいます。

### ●事務所・店舗等が混在する共同住宅の取り扱い

現在は、専用住居数が全体の4分の3以上であることという認定要件の下で、事務所・店舗等を含めて第1種共同住宅を適用していますが、改正後は、専用住居部分の使用水量を計量する水道メーターとは別に、事務所・店舗等の使用水量を計量する水道メーターが設置されていることという認定要件の下で、専用住居部分のみに適用することになります。

※ここでいう水道メーターとは、水道局が設置する水道メーターをいいます。

※配管については、「新潟市水道局給水装置工事施行指針」によるものとします。

※第1種共同住宅を適用しない場合は、この限りではありません。また、第2種共同住宅（受水槽給水方式の共同住宅における各戸検針・各戸徴収制度）に変更はありません。

### ●施行年月日

平成26年4月1日

※改正前に適用申請があったものについては、現行の規定を適用します。

※改正前に認定された第1種共同住宅については、従前のおりとしてします。

### ●問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-411-002

### ●お願い

建築主様、建築業者様など関係各位への周知をお願いします。